第 2485 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年)平成16年 2月 25日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 事業専従者の慰安旅行費用

Q：私は、個人事業を営んでいますが、先日、福利厚生の一環として使用人１名と事業専従者である私の妻と私の３人で、２泊３日の温泉旅行に行きました。旅行の費用は10万円かかりましたが、事業専従者の妻と私の分を含めて必要経費として認められますか？

A：使用人と同様に行われた慰安旅行費用は、事業専従者の分を含めて全額を必要経費に算入できます。

【解説】

事業者が使用人のレクリエーションのために支出する費用のうち、社会通念上一般に行われていると認められる旅行、演芸又は運動会などの費用は、次のように取り扱われます。

①使用人に係る費用は福利厚生費として必要経費になります。ただし、不参加者に対し、参加に代えて金銭を支給する場合は、すべての使用人について、その支給額相当の給与の支払いがあったものとして取り扱われます。

②事業専従者に係る費用は、その支出が使用人と同基準である場合には、上記①と同様に取り扱われます。

③事業主に係る費用は、旅行等に参加することが使用人の監督上その他どうしても必要であると認められるときは、必要経費に算入できます。

なお、事業主と事業専従者だけで旅行をしたというような場合の費用は、通常、家事的な費用になると考えられますので、必要経費に算入することは認められません。